

## 人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営等の状況(別に公表する給与・定員管理に係るものを除く。)を次のとおり公表する。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況(令和6年度)

(1)職員の競争試験による採用状況 (単位:人)

区分	受験者数			採用者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計
一般事務職	14	1	15	1	0	1
保健師	0	1	1	0	1	1
合計	14	2	16	1	1	2

(2)職員の退職状況 (単位:人)

区分	男性	女性	計
定年退職	0	0	0
早期退職	0	0	0
自己都合	2	3	5
その他	0	0	0
合計	2	3	5

### 2 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1)職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2)休暇・休業の概要

種類	区分	内容	取得可能日数
年次有給休暇	年次有給休暇	年次有給休暇	1年(※暦年)につき20日 +最大20日の前年繰越日数
病気休暇	公務傷病等休暇	公務災害、通勤災害による療養する場合	療養に必要と認める期間
	結核療養者の休暇	結核による療養する場合	1年以内
	私傷病休暇	私傷病の疾患による療養する場合	90日以内。ただし、精神疾患等はさらに90日内の延長可
	生理休暇	生理日の就業が困難な場合	2日以内
特別休暇	公民権の行使	選挙権等の公民権の行使する場合	必要と認められる期間
	官公署出頭	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄等ドナー	骨髄等の提供者となる場合	必要と認められる期間
	結婚	職員が結婚する場合	連続する7日以内
	産前	8週間以内に出産予定である場合(多胎妊娠の場合14週間)	出産日までの申し出た期間
	産後	出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過するまでの期間

種類	区分	内容	取得可能日数
特別休暇	保育時間	1歳未満の子を保育している場合(男性職員は配偶者が当該子を養育できない場合を含む)	1日2回各60分以内
	妻の出産	妻が出産する場合	3日以内
	妊娠障害	妊娠障害のため医師が勤務することを困難と認めた場合	2週間以内
	母子保健法による健診	妊娠中または出産後1年以内の職員が母子保健法による健康診査等を受ける場合	以下の回数につき、その都度必要と認められる期間 ～妊娠6月末 4週間に1回 妊娠7月～9月末 2週間に1回 妊娠10月～分娩 1週間に1回 ～産後1年 その間に1回
	子の看護	職員が養育する中学校就学の終期に達するまでの子の看護が必要な場合	1年(※暦年)につき5日以内(中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合は10日以内)
	短期介護	日常生活に支障があるものの(要介護者)の介護等をする場合	1年(※暦年)につき5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)
	男性の育児参加	妻の出産に伴い当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内につき5日以内
	忌引	親族が死亡した場合	親族に応じて規則に定められた連続する日数の範囲内
	父母等の追悼	父母、配偶者及び子の追悼をする場合(死後15年以内に行われるものに限る)	1日以内
	夏季	夏季における心身の健康維持・増進等を行う場合	1年(※暦年)の7月から9月までの期間内において3日以内
	現住居の滅失等	災害等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合	7日以内
	出勤困難	災害・交通機関の事故等により出勤困難な場合	必要と認められる期間
	退勤途上	退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	社会貢献	ボランティア活動に参加する場合	1年(※暦年)につき5日以内
	不妊治療休暇	不妊治療を受ける場合	5日以内(体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合は更に5日加算)
介護休暇	介護休暇	2週間以上にわたり日常生活に支障がある親族(要介護者)の介護をする場合	要介護者の状態が引き続いている間、通算6月まで(3回まで分割可)の期間内につき、必要と認められる期間
介護時間	介護時間	同上	要介護者の状態が引き続いている間、連続する3年以内につき、1日2時間以内
育児休業	育児休業	3歳に達しない子を養育している場合	産後休暇終了後、子が満3歳になる日の前日まで
	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合	1日につき2時間を超えない範囲内の時間

### 3 職員の休業の状況(令和5年度)

#### 育児休業の取得状況

(単位:人)

区分	男性職員	女性職員
育児休業の承認件数	0	2
育児休業期間の延長の承認件数	0	0
計	0	2

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和5年度)

#### (1) 分限処分者数

(単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第28条第2項第2号) (地公法第28条第2項第1号)	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

#### (2) 懲戒処分者数

(単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

### 5 職員の服務の状況

#### (1) 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 a(日)	総取得日数 b(日)	全対象職員数 c(人)	平均取得日数 b/c(日)	取得率 b/a(%)
1,385	1,049.9	71	14.8	75.8

(注)対象期間は、暦年(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

#### (2) 介護休暇の取得状況

(単位:人)

区分	取得者数
男性職員	1
女性職員	0
合計	1

## 6 職員の研修の状況

### (1) 研修の状況

(単位:人／延べ)

区分	受講者数	内 容
島根県自治研修所	25	職務経験等の階層別研修、実務研修等
島根県市町村総合事務組合	9	行政実務研修、政策課題研修
派遣研修	29	日本経営協会、人権同和研修等
内部研修	105	ハラスメント研修、人権同和研修等

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断受診者数

(単位:人)

健康診断の種類	受診者数
定期健康診断	54
人間ドック	34

### (2) メンタルヘルス対策事業

種 類	内 容
労働安全・衛生事務	衛生委員会の開催
ストレスチェックの実施	年1回